

保険・年金 フォーカス

欧米諸国の年金事情

～隣の芝生は青いか～

第4回 =ドイツ編=

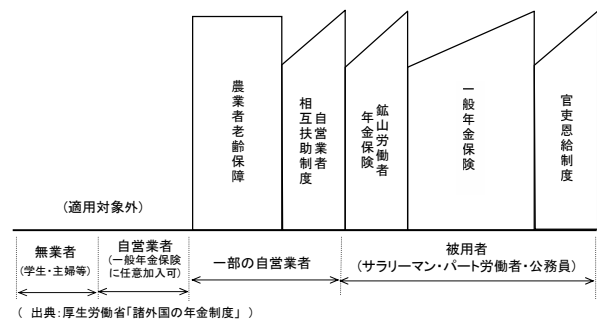
金融研究部門 取締役理事 前田 俊之
(03)3512-1885 tmaeda@nli-research.co.jp

世界の中で日本の立ち位置を考えると、しばしば対比されることの多い国の一つがドイツではないでしょうか。第二次世界大戦後の目覚ましい経済発展や自動車産業に代表される工業力などの共通点が数多くあります。また、GDPに代表される経済規模や人口という点ではほぼ日本の6割強の規模ですが、少子・高齢化の進展といった社会構造の問題にも共通点があります。その意味ではドイツにおける年金制度への取り組みには、我々にとって参考になる点が多いと思います。

1 | 公的年金～高齢化社会との戦い～

ドイツの公的年金制度は19世紀末に始まったと言われており、長い歴史を有しています。その仕組みは前回までみてきた[スウェーデン](#)や[イギリス](#)と異なり1階建ての制度となっています。また、職種に応じて加入する制度が異なる点に特徴があります。(図1) そのなかで最も規模の大きいものが、一般年金保険(GRV:直訳すると法定年金保険ですが、ここではこれまで広く使われてきた「一般年金保険」とします)と呼ばれる制度です。被用者(特定の事業に従事する自営業者も含む)はこの制度への加入義務があります。その他に鉱山労働者年金保険、自営業者相互扶助制度、農業者老齢保障、官吏恩給制度がありますが、今回は一般年金保険に焦点を当てます。

図1 ドイツの年金制度の概要



この一般年金保険はもともと別の制度であったホワイトカラー向け制度とブルーカラー向け制度が2005年に一体化したもので、現在では就業者の82%ほどが加入しているといわれています。これまで年金の支給開始年齢は65歳となっていたが、まさにこの2012年から支給開始年齢の引き上げが始まりました。これから毎年少しずつ引き上げられ、2029年には1964年以降に生まれた人の支給開始年齢が67歳となります。尚、63歳を超えれば支給開始年齢よりも前に年金を受け取ること

ができますが、その場合には前倒し期間1ヶ月につき0.3%ずつ減額されます。逆に支給を遅らせた場合（最高70歳まで）には、その期間1ヶ月につき0.5%増額されることになっています。

一般年金保険の保険料は19.6%(2012年1月のレート：毎年変更されるⁱ)で、被用者の場合はこれを雇用主との間で折半して各9.8%を負担します。日本における厚生年金の料率（H24年度は16.766%）と比較すると少し高めの保険料負担といえます。なお、月収が€400（42,000円、€1=¥105で計算）以下の場合には被用者の保険料負担はなく、また€400から€800以下の場合には保険料が減額されますⁱⁱ。一方、月収が€5,600（約59万円）を超える場合、その超えた収入は保険料計算の対象にはなりません。この年金制度の運営方式は基本的に社会保険料方式ですが、政府の特定財源などから給付費用の4分の1程度に当たる額の補填を継続的に受けていますⁱⁱⁱ。

給付額の計算にあたっては下記の計算式が用いられます。この計算式からも明らかなように基本的にこの制度は報酬比例方式で、多くの国で見られるような所得の再配分機能がほとんど見られません^{iv}。また、最低加入期間は5年ですが、こちらも計算式にある個人報酬点数が累積することによって、加入期間の長さが年金額に反映する仕組みになっています。

$$\text{年金月額} = \text{個人報酬点数} \times \text{年金種別係数} \times \text{年金現在価値}$$

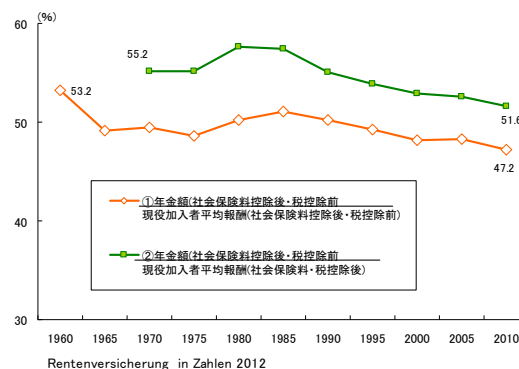
個人報酬点数：加入期間中の相対的報酬水準（個人の年間報酬を加入者全員の平均年間報酬で除したもの）に応じて与えられた点数の合計

年金種別係数：年金の種類に応じて決められた係数（老齢年金1.0、障害年金0.55、遺族年金0.50）

年金現在価値：加入者の平均報酬額に応じた保険料1年分を拠出した場合の年金月額（2012年7月より€28.07—旧西ドイツ地域適用レート^v）

個人報酬点数は加入者全員の平均報酬に対する加入者各人の所得割合がベースとなっているため、標準的な年金の水準例を示すのは難しいのですが、個別の計算は比較的単純です。例えば1947年生まれの人が20歳から65歳直前までの45年間働いて、その間の平均年収が毎年の加入者の平均値（すなわち個人報酬点数が45）だった場合、その人が現時点で受け取る年金月額は€1,263（約13万円）となります^{vi}。この計算のベースとなる直近の現役加入者の平均報酬が€32,446（約341万円）ですので、公的年金の支給水準は現役世代の平均報酬に対して47%ということになります。また、政府が政策目標としている指標ベースにすると50%前後の値になりますが、どちらも1990年代から減少に向かっています^{vii}。（図2）なお、上記の45年の例で算出さ

図2 年金の所得代替率推移



れた額はドイツで標準年金と呼ばれているものですが、実際の年金受給額は早期退職などによって、この標準を下回るケースが多いようです。また、公的年金制度の改革が計画通り進めば、今後はこれらの比率が更に低下することが予想されています。こうした事情から、現役時代の所得水準が低かった層を中心に、将来に受け取る年金額では生活が難しいのではないかと懸念の声も出ています。

過去に遡るとドイツにおける年金制度は非常に手厚いものでした。しかし、1990年代から現在までの間に数多くの変更が年金制度に加えられてきました。その背後にあるのは少子・高齢化の影響です。政府の見通しでは、現役世代と退職世代の比率が2009年の4：1から2050年には1：1になると言われています。また、特にドイツの場合は公的年金制度の手厚さゆえに年金関連費用も大きく、対GDPでは11.4%となっています。ちなみに日本の比率が9.8%ですからドイツが抱えた悩みの深刻さがうかがえます^{viii}。こうした問題に対処する為に年金制度改正が何度か行われてきたわけですが、そのなかで特に重要と思われるものが二つあります。それは2001年および2004年に行われました。2001年の改正のポイントは保険料に上限を設定し、それに合わせる形で給付水準の引き下げを決めたことです。また、2004年の改正のポイントは年金額の自動調整機能を導入したことです。以下ではこの改正内容について少し詳しく見てみます。

2001年の改正では、まず保険料の安定化を図りました。具体的には2020年までは料率を20%未満、2030年までは22%未満とするというものです。そして、それに平仄を合わせる形で給付水準(Relative pension levelというドイツ独自の指標に基づく)を70%から67%に下げてゆくというものでした。他方でこの公的年金の給付水準引き下げを補うべく、リースター年金と呼ばれる私的年金制度を導入しました。この制度の詳細は後ほど触れることとして、この改正は公的年金のみで老後の生活を賄うことができるというそれまでの前提を大きく変えたものと言われています。また、リースター年金への政府補助金の増加段階に合わせて、公的年金の給付額を抑える仕組みも導入されました。まさにアメと鞭の組み合わせのようです。ちなみにリースターという名前は、この2001年の改正に際して指導的役割を果たした当時の社会労働大臣の名前に由来しています。

続く2004年の改正では、2001年以降に生じた失業率悪化などの状況を勘案して、年金月額を決める計算式の中に新たな工夫をしました。具体的には年金現在価値を求める式に持続性ファクター(Sustainability factor)といわれる項目を追加しています。この持続性ファクターは年金受給者数と保険料拠出者数の比率(Dependency ratio)をもとに作られたもので、年金受給者の割合が高くなるのに応じて年金額が減るような仕組みになっています。まさにこの点が自動調整装置だと言うわけです。また、給付水準目標の表示方法については、それまでの社会保険料・税控除後のネット方式から・社会保険料控除後・税控除前の平均報酬を分母とする方式に変えて、税金負担などが増えることによる年金支給額への影響を取り除きました^{ix}。その後、2007年には年金支給開始年齢の引き上げも決まり、公的年金の財源問題への対応が着実に進展したように思われました。

しかし、こうした一連の取り組みも2008年のリーマンショックなど経済環境変化を受けて、必ず

しも順調に進んでいるわけではないようです。例えば、2009年には年金給付額の削減を禁止する法律が成立し、本来であれば減額されるはずの年金の給付額が2010年以降は据え置かれるなど、せっかくの仕組みが機能しないといった事態が生じています。制度を支える現役世代からすれば大きな問題ですが、この背景には高齢者に対する政権の人気取りといった要素があり、このあたりは我が国の年金問題と同じようにも見えます。

2 | 企業年金～大きく変化してきたその役割～

これまで述べてきた公的年金制度と比べるとやや存在感に乏しいのが企業年金です。2008年に政府がまとめた報告書によれば、年金受給者の収入の80%以上を公的年金が占め、企業年金はわずか6%程度とのことです^x。これを裏付けるように、企業年金全体の資産額を他の国と比較してみると決して多くはなく、例えばイギリスとの比較でいえばドイツはその半分以上の水準にとどまっています^{xi}。こうした事情を背景にして、公的年金の給付水準を徐々に下げてゆくに当たり、これまでも企業年金の在り方についていろいろな議論が行われてきました。

現在、ドイツの企業年金には5種類の形があります。その中で最大規模となっているのが引当金方式です。企業の資産と年金資産が分離されていない内部留保型の制度で、主に大企業がこの方式をとってきました。次に規模が大きいのは年金基金方式で、こちらは独立した基金に年金資産が積み立てられます。(図3)その他規模は小さいのですが、年金ファンド方式は創設が2001年と比較的新しく、その使い勝手の良さから企業年金拡大の牽引役として期待されています。

少し歴史を遡ってみると、例えば1989年当時は大企業を中心に企業従業員の72%(企業数にして63%)が何らかの形で企業年金に加入していました。しかし、その後の企業を巡る経営環境の悪化から企業年金制度は徐々に減少し、2001年には従業員数ベースで38%にまで低下しました^{xii}。2001年はまさに公的年金の給付水準引き下げの過程に入っていたこともあり、企業年金制度の活性化に向けた検討も行われました。そこで導入されたのが、企業の従業員に対して企業年金への加入権利を認めること(賃金転換権と呼ばれ、これにより従業員から要求があれば、企業は何らかの企業年金制度を導入する義務が生じる)や、従業員の拠出金に対する所得控除枠の設定などです。

こうした努力もあり、2007年には企業年金に加入する従業員の割合は52%まで改善しました。このうち所得控除枠の導入は特に大きな効果をもたらしたようで、従来の保険料を企業が全額負担する引当金制度の新規設定は大幅に減り、その代わりにマッチング制度を利用した従業員拠出制度が増加

図3 ドイツの企業年金方式

種類	運営内容	資産残高 (2008年)
引当金方式	企業が従業員に対して企業資産の中から一定の保険給付を直接付与する方式で引当金をバランスシート計上する	245 (54%)
年金金庫方式	単独または複数企業が独立機関である相互形態の年金金庫を設立し、これに企業が拠出金を積み立てる方式	107 (24%)
直接保険方式	企業が契約者となり従業員を被保険者として保険会社と生命保険契約を結ぶ方式	50 (11%)
共済金庫方式	単独または複数企業が社団法人または有限会社形態の独立機関である共済金庫を設立し、これに企業が拠出金を積み立てる方式	37 (8%)
年金ファンド方式	単独または複数企業が独立機関である年金ファンドを設立し、これに企業が拠出金を積み立てる方式	14 (3%)

出典：「私的年金が強化されるドイツ年金制度」小松原章／中嶋邦夫
[ニッセイ基礎研REPORT(2006.12)]および
「Occupational pensions in Germany」Rudier Blach 2011

しています。また、引当金制度については、リーマンショックの影響から 2009 年度には企業負担が大幅に増加したことや、企業会計基準の変更もマイナスの影響を与えています。従業員抛出現度を軸に、これからドイツの企業年金がどのように変化してゆくか注目したいところです。

3 | 私的年金～期待される公的年金の補完役～

公的年金の話をする際に、2001 年の年金制度改革の立役者の名前がつけられたリースター年金にふれました。ここからはそのリースター年金の話になります。リースター年金の主な加入対象者は、個人としての被用者ですが、加入はあくまでも任意となっています。この年金の特徴を簡単に言えば、元本保証のある金融商品に、政府が支援策として「補助金」、「税制上の優遇(所得控除)」のいずれかを提供する仕組みです。その具体的内容を整理すると以下の通りになります。

まず、受け皿商品として用意されているのは、①年金プラン（生命保険会社の年金商品をベース）、②貯蓄プラン（銀行預金をベース）、③投信プラン（株や債券等の投資信託をベース）、の 3 種類です^{xiii}。これらの商品は連邦金融監督庁の承認を受ける必要がありますが、その際の条件とは次の通りです。

- ・年金給付は最初の公的年金支給開始日または 60 歳（今後 62 歳に引き上げられる予定）より前には支給されないこと
- ・支給開始時点においては全支給金額が少なくとも払い込み保険料総額以上となること（元本保証が必要）
- ・年金給付は終身年金(月払)であること（年金支給開始時に年金原資の 30%まで一時金引き出し可）
- ・新契約締結費用につき、最低 5 年で毎年均等償却すること
- ・他のリースター契約へ移管できること

次に政府の支援策ですが、その仕組みは次の通りです。加入者が保険料を支払った後に、Zfa という機関に補助金申請をすると、審査終了後に補助金が送られてきます。その後に税務当局が補助金と所得控除を比べて所得控除が有利となった場合に、その差額を加入者に還付するというものです。補助金の額は単身者、夫婦、子供ごとに定められています。(図 4) この補助金を満額受け取るためには、前年度の社会保険料算定用所得の原則 4%以上の保険料を抛出する必要がありますが、以下の例からもわかる通り、補助金のもたらす効果は所得の低い層や子供の多い家庭には大きなものとなっていますので、積極的にこの制度を利用するインセンティブの役割を果たしています。公的年金にはほとんど見られなかった所得再配分機能が、このリースター年金に埋め込まれているのもドイツの制度のユニークな点だと言えます。

図4 政府補助金上限額と所得控除限度額

	単身	夫婦	子供一人あたり	
			～2007.12.31生	2008.1.1生～
補助金額	€ 154	€ 308	€ 185	€ 300
年間保険料 所得控除額	€ 2,100			

ケース 1) 前年度所得が€10,000 の世帯（夫婦）が年間€398（補助金を最大化させる最小額）の保

保険料を負担すると補助金は€308 となり、この世帯の実質負担額は€90（子供なし世帯の最低拠出額）ですみます。保険料に占める補助金の割合は 77%です。

ケース 2）前年度所得が€10,000 の世帯（夫婦と 2007 年末までに生まれた子供 2 人）が年間€738（補助金を最大化させる最小額）の保険料を負担すると補助金は€678 となり、この世帯の実質負担額は€60（子供 2 人以上世帯の最低拠出額）ですみます。保険料に占める補助金の割合は 93%です。

ケース 3）前年度所得が€25,000 の世帯（上記と同じ家族構成）が年間€1,000（所得の 4%）の保険料を負担すると補助金が€678 となり、この世帯の実質負担額は€322 ですみます。保険料に占める補助金の割合は 68%です。

ケース 4）前年度所得が€50,000 の世帯（同上）が年間€2,000 の保険料を負担すると補助金はケース 2 と同じで、この世帯の実質負担は€1,322 となります。保険料に占める補助金の割合は 34%となります。

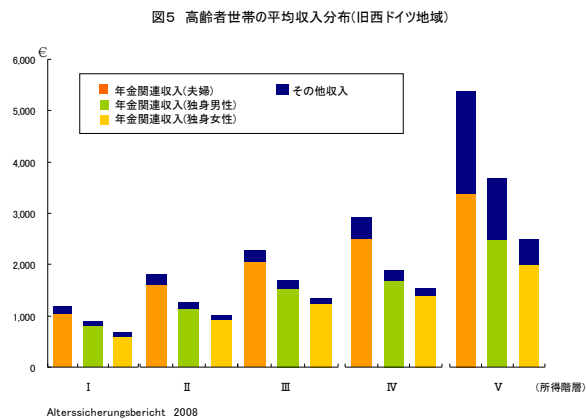
当初、このリースター年金の人気は政府が期待したほどではありませんでした。その理由としては仕組みが複雑であることなどが挙げられていました。しかし、その後様々な改善や広報活動が行われた結果、現在では加入数が 1,550 万件を超えるまでに成長しています。この点からすれば当初の狙いである公的年金の補完役としての存在感を高めたものと言えます。ちなみに政府の試算によれば、このリースター年金を含めて政府が指標とする所得代替率は 2025 年の段階で 51.0%となっており、ほぼ現在の公的年金による比率（50.4%）と同じ水準を維持できるものとしています。なお、企業年金の枠組みの中でリースター年金を採用することも可能ですが、事務上の複雑さや本来であれば企業年金に認められた税務上のメリットが消滅するなどの理由から、今までのところあまり普及はしていないようです。

このリースター年金は被用者を主な対象としていましたが、2005 年には加入制限のないリールアップ年金がスタートしました。ただ、リースター年金と比べると、元本保証が必須条件でないことや政府の補助金がないなど使い勝手が悪く、実際にはリースター年金に加入できない自営業者が主な加入者となっています。しかし、リールアップ年金の所得控除枠はリースター年金と比べて大きく、その点からするとまさに自営業者に適した仕組みとなっていると言えます。

4 | ドイツの抱える格差問題

この原稿をまとめている最中に流れてきたニュースによると、ドイツで 65 歳以上の家計収入は平均で€1,818（約 19 万円）だそうです。内訳は夫婦 2 人世帯の場合で€2,433（約 26 万円）、男性の単身世帯で€1,560（約 16 万円）、女性の単身世帯で€1,292（約 13 万円）です。家計収入の中には各種の年金だけでなく、配当収入や家賃収入も含まれています。記事のタイトルは「現状は満足できる水準、将来は不安だらけ」といった感じです。すでに現役を退いた層は手厚い公的年金を中心に余裕のある生活を送る一方で、現役世代は将来受け取る公的年金が目減りするので不安を隠せないという

内容でした。特に公的年金への依存度の高い低所得層への懸念がここでも強調されています。



こうした論調になるにはそれなりの理由があります。少し古くなりますが2008年に政府が発表した資料によると、所得階層による格差の問題が見えてきます。図5は旧西ドイツの高齢者を所得によって5階層に分けたもので、最も所得の多い階層を除けば、年金関連の収入が大半を占めています。その中心にあるのが公的年金ですが、今後は徐々にその役割が小さくなってゆくのですから、何らかの手当てをする必要があることは言うまでもありません。

また、旧西ドイツと旧東ドイツでは統合前の制度が全く違っていただけから、一本化した現在の公的年金制度でもその影響が少なからず残っています。例えば、年金月額を計算する際の基礎数値であった年金現在価値には10%以上の開きがありました。しかし、仮に旧西ドイツの条件に揃えた場合には新たな財源の確保が必要になると言われており、政府としても簡単に行えるものではなさそうです。

5 | おわりに

以上がドイツの年金制度の概要ですが、その印象はいかがでしょうか。ドイツは日本と同じような少子高齢化問題を抱える中、公的年金については報酬比例という基本的な仕組みを変えずに、給付水準の引き下げと保険料の引き上げによって、収支のバランスを図ろうとしています。その補完役として導入されたのがリースター年金でした。こうした一連の取り組みに対するドイツ国内における評価をみると、大きな前進とする意見もあれば、再び大幅な制度変更が不可避であるとの意見もあります。ただ、少なくとも少子高齢化が進む中で年金問題に正面から取り組み、新たな制度導入に挑戦した姿には敬意を表する必要があると思います。

日本の年金制度を考えるにあたり、これまで何度もドイツの例が参考として取り上げられてきました。そうした場での発言から引用すれば、「公的年金制度の給付水準は引き下げつつ、それを補完する自助努力に対して助成を行うとしたドイツの選択は、公的年金制度において国庫負担の割合を増やす方向で法改正している日本と対照的であり、公私の役割分担を考える上で示唆に富む」^{xiv}という指摘はまさにその通りだと思います。

参考文献

「Post Reform Pension Entitlements in Germany. ~The need for Another Reform」 Jens Gruetz 2012

「Occupational pensions in Germany : Time for action」 Rudiger Blaich 2010

「Social Security Programs Throughout the world : Europe 2012」

「15 Years of Pension Reform in Germany : Old successes and New Threats」 Holger Bonin 2009

「Current pension system : first assessment of reform outcomes and output」 Igor Guardiancich 2010

「スライド率抑制装置の次の課題は何か? -ドイツ年金改革の諸論点」 石光 真 2011 (会津大学短期大学部研究年報第68号)

- 「ドイツ年金制度の変容」小柳 治宣 2006(経済科学研究所 紀要第 36 号)
「ドイツの企業年金・個人年金～2001 年の年金改革で導入されたリースター年金の状況」藤本 健太郎 2005
「老後保障の観点から見た企業年金の評価に関する研究」2010 (年金シニアプラン総合研究機構)
「ドイツの確定拠出型個人年金制度 (リースター年金) の現状」齋田 温子 2009 (資本市場フォーラム-2009Autum)
「近年のドイツにおける企業年金制度の展開」ハラルト・コンラット 2005(海外社会保障研究 Summer2005)
[「私的年金が強化されるドイツ年金制度」小松原 章/中嶋 邦夫 2006 \(ニッセイ基礎研 REPORT 2006.12\)](#)

ⁱ運営方式は完全賦課方式のため、保険料は財政状態によって変化し得る。10 月下旬の Die Welt 紙によると、2013 年の保険料率は 18.9%に下がる見通しとのこと。これが実現すれば 1990 年代半ば以来の低い水準になる。法律上は制度の持つ準備金が給付額の 1.5 ヶ月分を超えた場合には保険料を下げる規定になっているが、将来再び保険料が上がるのであれば、今回引き下げる必要はないとの意見も出ている

ⁱⁱ月収が€400 未満の場合には被用者の保険料負担がない代わりに雇用主が 15%の保険料を負担。月収が€400~800 の場合には雇用主が半分 (9.80%) を負担し、被用者は所得水準に応じて部分的に負担する

ⁱⁱⁱ「ドイツにおける社会保障財源の見直し」松本 勝明[海外社会保障研究] Summer2012 No179 によれば 2010 年の実績で公的年金全体では 24.1%とのこと

^{iv}個人報酬点数の平均が 0.0625 を下回る低所得者で 35 年以上の加入歴がある場合など、厳密には僅かながら所得再配分機能がある

^vこのレートは 2012 年 7 月から旧西ドイツに適用されるもの。旧東ドイツには€24.92 が適用される

^{vi}€28.07x45=€1263.15 <http://www.n-heydorn.de/rentenrechner.html> にてさまざまなパターンを試算することができる

^{vii}Relative pension level=(45 年間平均報酬を得た加入者の標準年金額) ÷ (現役加入者のネット平均報酬)

この場合の標準年金額は社会保険料控除後、ネット平均報酬は税・社会保険料控除後の可処分所得

^{viii}OECD(2011) Pension at a glance

^{ix}2004 年年金改革法では Relative pension level=(標準年金額) ÷ 現役加入者のグロス平均報酬) を 2020 年までは 46%、2030 年までは 43%を下回らないと規定した。グロス平均報酬は社会保険料控除後・税控除前の可処分所得。標準年金額は脚注 7 と同様

^x1 年間に給付される年金額のうち、一般年金保険 77%、官吏恩給制度 13%、企業年金 6%を占めている

(「Alterssicherungsbericht2008」, tableB.1.1)

^{xi}2008 年時点の比較ではイギリスの企業年金資産が€1 兆 2,020 億であるのに対し、ドイツは€4,538 億に留まっている

^{xii}「The politics of French and German Pension reforms」Bruno Palier Sciences Po-Paris RECOWE

^{xiii}このほか住宅リースター (持ち家促進制度の一環として 2008 年に導入) があるが、年金制度ではないので除外している

^{xiv}「ドイツ・リースター年金政策からの示唆」渡辺絹子 [国民の老後保障に関する研究] 第 5 章, 2011 (年金シニアプラン総合研究機構) 」